

森林を取得した方は届出が必要です

森林所有者となった方は、奥多摩町への届出が義務づけられています。

〔届出対象者〕個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

〔届出期間〕森林所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

〔届出必要書類〕届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利

を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※問い合わせは、観光産業課
☎83-2295

農林業等振興事業補助の申請受付

〔対象事業〕農林水産業や観光業などの設備の近代化や振興に資する研究、調査および指導に関するもの。

〔対象者〕町内に居住する農林水産業および観光業の経営者など、もしくは新たに経営すると認められる者または団体。

〔補助金〕対象となる総事業費に補助率を乗じた額。

*補助率は書類審査により協議会で決定。

〔受付期限〕5月29日（金）
〔応募方法〕観光産業課に提出（申請用紙があります）
※申し込み、問い合わせは、観光産業課
☎83-2295

年金のお知らせ

◇国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的には日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

〔第1号被保険者〕20歳以上60歳未満の農業者、自営業、学生、フリーター、無職の方など。加入手続き

は、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の窓口で行います。

〔第2号被保険者〕会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方。加入手続きは、勤務先が行います。

〔第3号被保険者〕第2号被保険者に扶養されている、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者およびその

方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年度の国民年金保険料は、月額1万6540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30-3410
住民課
☎83-2182

有害鳥獣捕獲実施中

奥多摩町全域を対象に有害鳥獣捕獲を実施しています。期間は4月上旬から翌年3月31日までです。

農林産物の被害や、人家近くでサルなどを見かけた場合は、観光産業課までご連絡ください。

なお、果樹の取り残しや野菜のくずが畑に放置してあると、動物が人里に出没する原因になりますので、獣を寄せ付けないように気を付けましょう。

※問い合わせは、観光産業課
☎83-2295